

# **「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」**

## **の改正について**

## 大阪市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [同左]
2 この条例において「道路等」とは、道路、 広場、公園その他の公共の場所（室内又は これに準ずる環境にある場所及び道路等を 管理する権限を有する者が喫煙のために設 置し、又は設置を許可した <u>施設内</u> を除く。） をいう。	2 この条例において「道路等」とは、道路、 広場、公園その他の公共の場所（室内又は これに準ずる環境にある場所及び道路等を 管理する権限を有する者が喫煙のために設 置し、又は設置を許可した <u>施設の付近</u> を除 く。）をいう。
[3・4 略]	[3・4 同左]
(委員会)	(委員会)
第8条 [略]	第8条 [同左]
[2・3 略]	[2・3 同左]
4 <u>委員</u> は、学識経験者その他市長が適當と 認める者のうちから市長が委嘱する。	4 <u>委員会</u> は、学識経験者その他市長が適當 と認める者のうちから市長が委嘱する。
[5・6 略]	[5・6 同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松井一郎

### 説 明

路上喫煙の防止に係る道路等の定義を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正

する必要があるので、この案を提出する次第である。